

■ 令和2年度 第1回 新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
最低賃金専門部会

日 時：令和2年9月30日（水）午後1時30分～
会 場：新潟美咲合同庁舎2号館4階 共用会議室

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第1回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。

私は、賃金室長補佐の倉茂です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の定足数についてご報告いたします。本日は、労働者代表委員の田辺委員が欠席しておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により、本専門部会は成立しております。

それでは、はじめに労働基準部長よりごあいさつを申し上げます。

（労働基準部長）

労働基準部長の熊谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

各委員の皆様方には、業務ご多忙の中、専門部会委員をお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。本日から専門部会の審議をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

地域別最低賃金であります新潟県最低賃金が、すべての労働者の賃金の最低限度を保証するセーフティネットとしての役割を果たしておりますことに対しまして、今日からご審議いただきます特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブの発揮により設定されるものとなっております。関係労使の申し出を受けた行政機関が最低賃金審議会のご意見をお聞きして、労使それぞれのお考えの中で決定していただき、この最低賃金審議会がそれを取りまとめるという役割という位置づけになっております。従いまして、労使それぞれのご主張もあるかと思いますが、それぞれのお立場でご議論をお願いいたしまして、できましたならば全会一致による結審をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

（事務局）

本日は、最初の部会でもあり、各委員の皆様のご紹介をさせていただくべきところですが、審議項目が多く、時間も限られておりますので、お配りしております資料No.1の委員名簿と

机の名札をもってご確認いただくことでご紹介に代えさせていただきます。

それでは、議事次第第3（1）「部会長及び部会長代理の選出」をお願いいたします。なお、最低賃金法第24条第2項及び同法第25条第4項により、公益代表委員の中から選出することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

なお、事前に委員の方から推薦のご意見をいただいております。部会長に佐々木委員、部会長代理に小林委員をとというご意見がありましたが、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、「異議なし」のご発言がありましたので、部会長は佐々木委員、部会長代理は小林委員をお願いいたします。それでは、佐々木部会長、小林部会長代理から、それぞれ一言ごあいさつをお願いします。まず、部会長の佐々木委員からお願いいたします。

（部会長）

新潟国際情報大学の佐々木桐子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度は、これまで経験したことのないような大きな変動の中、また重大な局面を迎えているという認識でおりますが、この専門部会におきましては、これまで同様、全会一致、年内発効という二つの軸をぶらさずに審議を進めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

（部会長代理）

公認会計士の小林大造と申します。よろしくお願いいたします。

（事務局）

どうもありがとうございました。それでは、以降の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。

（部会長）

それでは、審議に入りたいと思います。最初に、本日及び今後の専門部会の審議、議事録の公開に関してですが、7月8日に開催された第1回新潟地方最低賃金審議会におきまして、専門部会につきましては、本年度は非公開にするという方針が決定されております。従いまして、本日の会議につきましては非公開となっております。まず、審議事項（2）の「専門部会の運営規程」につきまして、今お話しした公開、非公開のお話しも含めて、事務局より説明をお願いいたします。

（室長）

賃金室長の井上です。よろしくお願いいたします。

「特定最低賃金専門部会運営規程」について、まず、最初にご説明いたします。資料No.2の専門部会の運営規程になりますが、ご覧いただいて、この規程に関しては平成20年から

施行されておりました、平成 26 年に一部改正という形になっております。ポイントだけ説明させていただきます。

第 5 条にありますように、会議は原則公開となっております。ただし、専門部会では金額審議を行うため、第 5 条の但し書きに該当するという事で、7 月 8 日の第 1 回の本審で非公開とすることが決められております。

ここで、公開・非公開の関係で少しお話をさせていただくのですが、例年、会議の資料につきまして、資料 No. 2 の運営規程第 6 条第 2 項の規定に基づいて非公開としておりました。ただ、昨年来から、審議会の公開・非公開、並びに議事録の公開・非公開、議事録並びに資料のホームページ掲載というような関係で、実は本省からいろいろと指示がきております。特に今年に入って特に厳しくなったような状況なわけですが、結論としては、開示請求があった場合に関しては、基本的には不開示情報以外は開示することとなるので、基本的にはオープンにせざるを得ないということで、昨年は本審の議事録をホームページに掲載することにしました。本年度は今年に入ってから専門部会に対してもやっていない局があるというようなご指摘があって、7 月 8 日の際に、専門部会は基本的には非公開という形をとりました。金額審議のためということで。議事録は、今回いろいろありまして、ホームページ掲載という形にさせていただきました。ただ、資料のホームページ掲載に関しては、影響はないとは思われるのですが、企業または個人の特定がされる恐れがあるため非公開といたしました。この件については、本来、審議会本審を経てから専門部会の皆様に説明するところなのですが、時間の都合上間に合わなかったため、審議会会長の永井委員、労使のキーマンには私から事前に了解を得ております。その件については、以上となります。

続いて、第 7 条の関係になります。第 7 条では、「専門部会が議決を行ったときは、新潟地方最低賃金審議会に報告するもの」とされております。これに関して、皆様にご承知おきいただきたい点があります。お配りしております要覧の 161 ページの中ほど、ここに審議会令の条項が書いてあります。その中ほど、最低賃金審議会令の第 6 条第 5 項をご覧ください。ここには、「審議会は、あらかじめその議決をするところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」との規定がございます。これは、一定の形式要件を満たす専門部会の結論が出た場合には、改めて本審で審議することなく、専門部会の結論をそのまま本審の結論とするということでもあります。また、「あらかじめ議決をするところにより」という点につきましては、7 月 8 日に開催されました第 1 回本審におきまして、「専門部会が全会一致で結審した場合には、その決議をもって審議会の決議、すなわち『答申』とする」ことをあらかじめ議決しております。よって、本専門部会におきましても、全会一致により決議したものは、審議会の結論として決定されることとなります。また、特定

最低賃金につきましては、過去から全会一致での決議をいただいておりますし、特定最低賃金の趣旨からも全会一致での結審に向けてご審議していただくようお願いいたします。

なお、本来であれば、それぞれの部会ごとに運営規程を設けるべきところではございますが、新潟におきましては、従来から共通の規程に基づきまして三つの部会を運営しております。ご了解をお願いいたします。

また、議事録につきましては、今年度も運営規程の第6条第1項の規定に基づいて作成したいと思います。議事録の作成にあたりましては、公労使の代表委員からそれぞれ1名ずつ署名人を指名していただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上、特定最低賃金専門部会運営規程について説明させていただきました。ご検討をお願いいたします。

(部会長)

ありがとうございました。ただいま説明がありました運営規程について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以降、この規程に基づいて、会議を非公開として運営してまいります。なお、本会議における議事録は、特定最低賃金専門部会運営規程第6条第1項の規定に基づき作成することといたしますので、この部会の終わりに議事録の署名人を労使双方から指名させていただきます。

では、次に議題(3)「特定最低賃金に係る審議」に移りたいと思います。最初に、配布資料について、事務局より説明をお願いいたします。

(室長)

それでは、本日配布しました資料に関し、ア「経済情勢等に関するもの」及びイの「新潟県の特定最低賃金の現状」について、簡単に説明させていただきます。

資料No.3の新潟県の経済情勢をご覧ください。これは、新潟県の経済情勢に関する各調査機関の直近の分析結果の基調判断をまとめたものです。順に要約しますと、日本銀行の新潟支店によれば、「県内景気は新型肺炎の影響により、輸出、生産、公共投資、企業収益は減少、設備投資、住宅投資は横ばい圏内で推移している。個人消費は大幅に減少してきたが、持ち直しの動きが出てきた」と、極めて厳しい状況となっております。新潟財務事務所については、「県内経済は、新型コロナウイルスの感染症の影響により、生産活動は弱みを含んでいる。個人消費は弱みを含んでいるものの、下げ止まりの動きがみられる」とし、新潟経済社会リサーチセンターについては、「県内経済は横ばいで推移している」とし、「雇用、設備投資が概ね横ばい、住宅公共投資は持ち直しつつある。個人消費に関しては、緩やかに持ち直している」としております。また、ホクギンの経済研究所によれば、「県内の経済は、

個人消費に持ち直しの動きがあるものの、生産の落ち込みが持続し、依然として停滞が続いている」としております。以上の調査機関では、総じて県内経済に関しては、新型コロナウイルスの感染症の影響により、一部持ち直しの状況は見られるものの、依然として極めて厳しい状態であると判断しているように思います。

資料No.4をご覧ください。これは、当局で報道発表しております最近の雇用失業情勢になります。令和2年7月の統計となります。まず1ページになりますが、有効求人倍率は1.20倍、100人の職を求める人に対して120人の求人があるという状況です。ちなみに前年は1.63倍ですので、約32パーセントの減という形になっております。その下の正社員の有効求人倍率は1.03倍となっており、前年同月に比べ63パーセントの減となっております。雇用情勢における基調判断は、引き続き新型コロナウイルス感染症が県内の雇用に与える影響に十分に注意する必要があるとしています。

続きまして、資料No.5についてです。資料No.3と一部重複しているところもありますが、5月2日に日銀新潟支店が発表した新潟県の金融経済動向です。この資料の4ページをご覧ください。個人消費の4行目に「2020年7月の乗用車の新車登録届け出数は、前年を下回った」と記載されており、同じ4ページの下のところに乗用車の新車登録届け出数のグラフが載っております。

また、資料No.6になります。資料No.6は、新潟県の統計課が8月21日に発表した新潟県の鉱工業指数の資料になります。参考までに後ほどご覧いただければと思います。

続きまして資料No.7は、最近の新潟県内の経済情勢です。これも資料No.3と重複しているところがございますが、2枚目の上のほうの総括になります。「7月は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部下げ止まりの動きが見られるものの、未だに弱みを含んでいる」となっております。以下、それぞれの項目に関しては、後ほどご覧いただければと思います。

次に、議題3のイの新潟県の特定最低賃金の現状について説明いたします。資料No.8、新潟県における最低賃金の推移をご覧ください。平成20年度以降の地域別最低賃金額と特定最低賃金額の推移を示しております。ここ最近の県最賃と特定最低賃金の引き上げ額の推移を見てみますと、平成29年度の県最賃は25円の引き上げで自動車は18円、平成30年度は25円引き上げで21円、令和元年度は27円の引き上げで自動車は21円です。もう皆さんもご存知のように、今年度の県最賃が1円の引き上げとなっており、直近では、平成21年の、要は平成20年9月のリーマンショック後の審議会の際の0円に次ぐ金額となっております。この年は、前年のリーマンショックの影響が分からないのですけれども、ただ、当時は最低賃金が生活保護給を下回っていた都道府県が多く、それが少し問題になっておりまして、幸い新潟県については上回っていたということで、その上回った都道府県に関しては目安を示

さないとの結論というか、目安になっておりました。

続きまして、資料No.9になります。自動車関連の県事情に特化した推移となっております。

続きまして資料No.10、特定最低賃金制度の概要をご覧ください。特定最低賃金の基本的な考え方です。ここには「特定産業の関係労使の労働条件の向上、または事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申し出により設定されるもの」となっております。

次のページをご覧ください。特定最低賃金には、労働協約ケースと公正競争ケースの二つのケースがあります。それぞれによって目的や改正要件が異なっております。労働協約ケースは、最低賃金に関する労働協約で合意を形成して申請する方式で、金額改正の場合、同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の合意が必要となります。一方、公正競争ケースは、事業の公正競争を確保する観点から、必要性を理由に申請する方式となります。金額改正の場合、同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の合意が必要となります。本県の場合、電子部品等製造業最低賃金のみが労働協約ケースとなっております。本日の専門部会で審議を行います自動車小売りについては、公正競争ケースによる申し出となっております。

基幹的労働者の意義については、要覧の207ページの中ほどにあります。ここの3に基幹的労働者の意義についてという形で記載があります。一般的には、「当該産業に特有の、または主要な業務に従事する労働者」ですが、最低賃金における規定の仕方については、3の(2)にありますように「基幹的労働者の職種、業務を規定する方法」、②「基幹的労働者とみなされない労働者の職種、業務を規定する方法」の二通りがございます。

続きまして資料No.10の3枚目、最後のページですが3枚目をご覧ください。上段の労働者数と中ほどの適用労働者数を見ますと、この自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業で働く労働者が県内に6,671人おり、そのうち基幹的労働者は、適用除外となる529人、これについては、資料には数字は記載されていないわけですが、これを除くと6,142人いることを示しております。

続きまして資料No.11、これについては、新潟県の賃金概況です。後ほどご覧ください。

次に、全国の賃金改正状況についての資料の説明をいたします。資料No.12、これが主要統計資料です。これについてはまた後ほどになりますが、資料No.13、これが令和2年の賃金改定状況調査結果になります。この調査は、今年の6月1日現在における小規模事業所における賃金改定状況について調査したもので、今年は少しやり方が変わって、昨年までは県庁所在地と人口5万人未満の地方小都市に所在する常用労働者数30人未満の企業を対象に調査したものでしたが、2ページをご覧くださいと、調査方法も今までは郵送のみだったものを郵送プラスオンラインに、区域もここに書いてあります県庁所在都市と人口5万人未満の地

方都市ではなく、各都道府県の県内全域が対象と変更になりました。

資料1 ページ目の第1表は、産業別の賃金改定実施状況を表した表になっております。新潟はCランクに入っておりますので、これから説明いたします第1表のCランクをご覧くださいと思います。次のページの第2表は、産業別に賃金を改定した事業所の改定率を表にしたものになります。その次のページの第3表は、産業別に賃金を引き上げた事業所について、引き上げ率の分布を表した表となっております。

その次の第4表、一般的に本審でも第4表という形で使いますけれども、第4表の①は産業別に一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率を男女別に表したのものになります。縦の表示は、一番上が男女計、その内訳の男・女別になって、A B C Dのランク別となっております。横の表示は、調査対象の産業別となっております。左端の男女計の産業別のCランクを見ますと、1時間当たりの賃金額は、令和元年6月は1,359円、令和2年6月が1,380円で、本年の賃金上昇率は1.5パーセントとなっております。ちなみに令和元年の賃金上昇率は、隣にありますように1パーセントでした。ここに関しては、まだコロナの影響がなかったと聞いております。

その次のページの第4表の②につきましては、同じく賃金上昇率ですけれども、一般とパートタイム労働者を分けて表にしたものです。上は一般労働者及びパートタイム労働者の計で、Cランクの賃金上昇率は1.5パーセントですが、Cランクにおける一般労働者は1.3パーセント、パートタイム労働者の賃金上昇率は2.3パーセントとなっております。昨年は、一般労働者が0.9パーセント、パートタイム労働者が1.8パーセントでしたので、一般労働者は0.4ポイント、パートタイム労働者は0.6ポイント、それぞれ上昇していることになっております。

この後の参考1、2は、事業所をランク別に分けて集計した表となっております。

最後の付表になるのですが、付表は、1が労働者全体におけるパートタイム労働者の割合、2が男女別の労働者の比率、3が年間の平均所定労働日数を表したものとなっております。

資料No.14は、議題4で説明させていただきます。今後の専門部会の開催日程となります。

資料No.15は、答申の公示日から最短での効力発生年月日までの早見表となっております。年内発効を目指す、この表の右下の最後から2段目の10月30日の公示日の欄を右に見ていただきますと、12月31日が発効予定となっておりますので、10月31日までに答申をしていただく必要があるということになっております。

資料No.16、これが10月1日に適用される県最低賃金と、昨年度作成した新潟県の最低賃金のリーフレットになっております。今年のリーフレットになっております。

以上、議題(3)のA、イに関して、配布資料の説明をさせていただきました。

(部会長)

ありがとうございました。ただいま配布資料のNo.3からNo.16までのご説明をいただきました。これらに関して、質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、続きまして最低賃金基礎調査結果の説明をお願いいたします。

(指導官)

賃金指導官をやっています赤塚と申します。よろしくお願いいたします。

私から、別冊となっております令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果について、ご説明いたします。私の説明事項は、一番後ろにペーパーとしてつけていますので、それを見ながら、私がページ指定したところを見ながら説明を聞いていただければと思います。

母集団の復元の方法なのですけれども、ここにも書いてありますように、対象となる母集団から無作為に抽出した一部の情報から、その集団全体の情報を推定しようとするもので、逆数を乗じて復元している関係で、産業別の適用労働者数が6,671人なのですけれども、基礎調査の結果、6,897人になってしまいました。

それから、私が説明したいのは、3ページの総括表のところなのですけれども、ここに左上のところに「3手当を除く」とあるわけなのですが、これは何かということなのですけれども、時間当たりの所定内賃金とは、基本給額と諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び賞与、時間外手当、早出手当等を除いた手当の1時間当たりの額の合算額を言い、3手当を除くというのは、そのうちの精皆勤手当、通勤手当、家族手当のことを言います。

それから、未満率の関係です。これは、説明書のところで間違ったことが書いてあったので、皆さん、注意して聞いていただければと思うのですけれども、総括表の(1)の919円の欄を見ますと、全県のところ、カッコで2.5、このカッコ書きのところは919円の未満率と書いてあるのですけれども、それは間違いで、この総括表で見ると、919円に満たないものは上の段のところで見ると、正答が2.4パーセントが未満率になります。その証拠に別のシステムで出したのですけれども、9ページを見ていただければと思います。9ページには、最低賃金引き上げ額率と影響率の関係表とありまして、ここには2.4パーセントとありまして、919円に満たないものの未満率というのは2.4パーセントが正答なので、この一番最後の説明書きの2.5パーセントを2.4パーセントに修正してご確認をお願いします。

それから、用語の関係なのですけれども、5ページ目の左下のところなのですが、「第1・20分位数」とあるのですけれども、これは何かと言うと、労働者の賃金額を低いものから高いものへと一列に並べて、20等分した下から20分の1番目の賃金額を言います。基礎調査では6,897人と復元したわけなのですが、それを20等分にしてやると344.85、大体

345 人目というのが 958 円であるということを書いてあります。その次、同じように「第 1・10 分位数」というのが、低いものから高いものへと一列に並べて、10 等分した下から 10 分の 1 番目の賃金額を表しているわけなのですが、それが 1,050 円ということです。それから、「第 1・4 分位数」というのが、やはり同じように 4 等分した 4 分の 1 番目の賃金が 1,201 円、それから、「中位数」というのはちょうど真ん中で 1,389 円。それから四分位偏差係数というのが賃金分布の評価の方法で、4 等分した下から 4 分の 3 番目の賃金額から 4 分の 1 番目の賃金額を差引きしたものを 4 等分した下から 3 番目の金額を割った数字で、これは数値が高いほど分散度が高くなるということで、総括表を見ますと、0.1494 になるとなっています。

これが総括表の説明で、それから 9 ページ目以降なのですが、別システムで先ほど言った最低賃金額引き上げ額率と影響率の関係表。それから、その次が時間額に対するその該当労働者の分布図です。これは、1,000 円以降のところには人が固まっている関係で少し山があったということなのです。この後が、時間額に対するこの該当労働者数の累積度数分布ということで、このように累積図ができているということです。後でご確認ください。以上で、説明を終わります。

(部会長)

ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご質問はございますでしょうか。

もう一度訂正のところを確認させていただきたいのですが、今、資料の一番最後の別紙のところでしょうか。

(指導官)

そうです。一番最後のところ。

(部会長)

真ん中より少し下の未満率の一番右側の欄を、「2.5 パーセント」ではなくて「2.4 パーセント」にするということ間違いはないですか。

(指導官)

そうです。

(部会長)

分かりました。よろしいでしょうか。

それでは、次の審議に入りたいと思います。本日、今日は、事前に事務局からお願いしておりました労使双方それぞれの業界の取り巻く状況について、どのように認識されているのか、そしてそれを受けて最低賃金の改正に向けたお考え、ご意見等についてご説明をいただきたいと思います。

まずは、労働者代表委員からご意見を頂戴したいと思います。

(石津委員)

先般のウイルス関係で国内需要が非常に落ち込んでいる中で、我々の業界的には、新車販売は低迷しておりますけれども、車検とか修理、そういうメンテナンスの部分も含めて、落ち込みについては大体2割、3割というところの中で推移はしております。昨年からずっと継続にはなるのですが、やはり雇用についても非常に求人を出してもなかなか採用に結びつかないですし、なおかつ採用しても定着率が非常に悪いということで、いろいろな環境があるにしても、労働条件もそうですし、賃金の改善なくしては非常に成りゆかない状況がございます。

当然、正社員もそうなのですが、その正社員をサポートするパート労働者を使いながら本業に従事しなければいけない部分のほかに、やはりサポートしていただく方がいなくては、メカニックを含めて、いろいろな人材が回っていかないというのは、現状として変わらないと思っております。

引き続きそういった正社員もそうですが、パート労働者の採用を確保するためにも、また最低賃金が県最低賃金よりも非常に優位な部分をもとに、今年度もそうですし、また今後も労使ともに共有しながら、またこういった審議ができればとは考えておりますが、いずれにしろ県最低賃金がほぼ上がらない状況の中でも、我々も会社の経営を守るための一助というところで言えば、やはりこの賃金の引上げについては少なからず考えていきたいと今年度も思っておりますので、その辺は紳士的なもとに審議できればと考えております。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、次に使用者側の代表委員からご意見をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(小林委員)

自動車販売店協会の小林でございます。よろしく申し上げます。

それでは、私から自動車販売を取り巻く情勢等についてご説明いたします。最初に、登録車、いわゆる普通車の販売台数であります。8月末累計で、全国で183万6,881台、前年比80.6パーセント。新潟県では、3万3,195台、前年比79.3パーセントであります。軽自動車につきましては、全国で109万3,677台、前年比82.7パーセント、新潟県では3万162台、前年比82.9パーセントで、登録車、軽自動車とも大幅に減少しております。また、国内新車市場の回復ペースは鈍く、登録車と軽自動車合わせた8月の新車販売実績では、前月よりもマイナス幅が広がっております。昨年10月に消費税が10パーセントに引き上げられたものの、自動車税の恒久的な引き下げ、自動車取得税の廃止、さらには本年3月からサ

ポカー補助金が導入されるなど、新車販売に対して大いに期待していたところではありますが、その後に新型コロナウイルスの感染拡大の影響で状況が一変いたしました。登録車は、昨年10月以降11か月連続して前年を下回っております。軽自動車につきましても、7月を除くすべての月で前年を下回り、5月は前年比44.6パーセントまで落ち込んでおります。

新型コロナウイルス感染拡大は、今後も先が見通せず、今後の状況次第ではさらなる経営環境の悪化も考えられます。特に中小の兼業、専門の事業所につきましては、売上高が減少する中での人件費の増加という状況に陥っており、ぎりぎりまで事業を存続させているところもあります。また、すでに経営が厳しく、大型ディーラーと経営統合した会社もございます。ただ、足元では販売店の客足や受注が徐々にではありますが戻りつつあり、今後は新型コロナウイルスの影響から緩やかに回復していくと見られております。10月以降プラスに転じることを期待しているところであります。

このような厳しい情勢を踏まえながら、使用者側としては、県最賃、さらには他県とのバランスなども考慮しながら決めていきたいと思っております。具体的な数字につきましては、次回、ご提案したいと思っております。

(部会長)

ありがとうございました。

本日、双方のご意見をお聞きし、第2回目以降、これらのご意見をもとに金額審議に直ちに入りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題の(4)「専門部会日程について」に移りたいと思っております。事務局、お願いいたします。

(室長)

今後の審議日程について説明いたします。資料No.14をご覧ください。定足数と今ほどの効力発生年月日を考慮いたしまして、専門部会の日程案を作成させていただきました。例年3回ということで、それに倣って開催日を予定しております。第2回が10月5日月曜日、午前9時半から4階の共用会議室、第3回は12日月曜日で、9時半から同じく共用会議室となっております。皆様、お忙しいこととは思いますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

(部会長)

ありがとうございました。ただいまの日程の説明について、ご意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

例年と異なって、会場の変更等がありますので、その都度場所の確認をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(室長)

そうですね。一言、少し説明させていただきます。例年、2階の会議室が新潟労働局の会議室ということで使っていたのですが、今回のコロナの関係で、休業手当とか、雇用調整助成金の、要はアルバイトの方等を大量に採用いたしました。その関係で基本的に場所がありませんということで、トップダウンで2階の会議室をそのための部屋に使うということで、少なくとも来年の3月末までは使用できませんので、こちらとしても外部会場も考えてはいるのですが、ここの4階の共用会議室、ここはBなので、隣がAということで、Aだと本審はできるかなと。それからここのBだと本審には少し狭いかなと。通常であれば可能なのでしょうか、やはり間隔も少し空けなければいけないというところもあって、新潟監督署の会議室もあるので、来客者などいろいろとある。また、ここと9階に気象台の会議室があります。そこを何とか空いている時期でしたらお貸しいたしますというところがありまして、若干、場所的に柱があったりして今一つ使い勝手が悪いところもあるのですが、何とか2階の会議室よりも少し狭いのかなというところもありますけれども、何とかお借りする関係で、基本的にはここと9階の気象台の会議室という形になっております。

(部会長)

ありがとうございました。

それでは、この日程で審議を進めていくことにしたいと思います。

このほか、委員の皆様、何かご意見等はございますでしょうか。ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、本日の議題はこれで終了いたします。本日、労使双方から最低賃金の改正に向けたお考えをお聞きいたしましたので、次回は10月5日の月曜日、来週の月曜日になりますが、次回は、冒頭から金額審議に入りたいと思います。また、その根拠となる資料がございましたら、事前に事務局にご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

予定の議題が終了いたしました。それでは、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは石津委員、使用者側からは小林委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を事務局へお返しいたします。

(事務局)

次回、第2回専門部会は、10月5日月曜日、午前9時半から、本日と同じ4階共用会議室となっております。先ほど、第3回についても共用会議室のご案内はしてはいたのですが、資料No.14のとおり、今のところ9階の新潟地方気象台の会議室を予定しております。なお、

第2回、第3回の案内については、今日お帰りの際にお渡ししたいと思いますので、入口でお受け取りいただければと思います。

それでは、第1回専門部会をこれで終わります。お疲れ様でした。